## 第74回数学教育高大連絡協議会 参加(申込み)の皆様へ

### 【「誓約書及び所属長等の確認」ご提出のお願い】

公益社団法人日本数学教育学会主催の数学教育高大連絡協議会は、令和元年に第68回を迎えた「大学入試懇談会」を引き継ぎ、その内容と形態を見直して実施する事業です。大学入試懇談会は、「高大接続の推進に向け互いの理解を深め合う機会として、大学入試問題に関する講評を通して、現在求められている数学的能力や人物像などとともに、高等学校における数学教育の現状と課題を共有し、指導の充実・改善を図る。」ことを目的とし、数学教育の改善が入試の改善に、入試の改善が数学教育の改善につながるという考えから本学会の事業として実施してきました。

当然のことですが、講演者の講評や講演の内容に関して、著作権が講演者に帰属することを参加者の皆様にご理解いただくとともに、その管理・活用に関しては慎重を期し、節義ある態度で臨んで頂くことをお願いして参りました。しかしながら、「第 62 回大学入試懇談会(平成 25 年 5 月実施)」における参加者が会場内において無断で撮影した画像等をネット上に流出させ、著作権が侵害されるという非常に残念な事案が起きてしまったことから、平成 26 年度の大学入試懇談会を中止とした上で、再発防止に向けた検討を重ね、会場での撮影・録音等の禁止、講演者の許可なく冊子や Web 媒体を通じた講演内容の掲載・発信等の禁止等の徹底について、参加者の皆様にご確認いただき誓約書を提出していただいて参りました。

ところが、遺憾ながら、「第68回大学入試懇談会(令和元年5月実施)」における参加者が、ある出版社から発行されている冊子に、本学会の大学入試懇談会に関する守秘義務に反する記述を掲載していることが判明し、当該の出版社から直ちに回収している旨の報告がありました。この事態を受けて、令和3年度の大学入試懇談会を再度中止とし、学会としての対応を検討してきたものであります。

その結果、これまで継続してきた大学入試懇談会の内容や形態を見直し、参加者による著作権侵害や肖像権侵害、個人情報流出のリスクを回避するための方策をとることを前提に、公益社団法人として価値ある取り組みを継続することといたしました。具体的には、名称を「数学教育高大連絡協議会」と改め、入試問題を中心とせず、高校教員と大学教員の協議を通して高校数学教育についての理解を深める場として位置付けました。したがって、本協議会の構成・形態は、この趣旨に基づいたものとなっています。

また、参加者の皆様の自由な協議を保証するためにも、著作権、肖像権、個人情報等の保護が欠かせないことから、参加者の皆様には、誓約書のご提出とともに、本協議会の趣旨と誓約書の内容を理解していることを所属長等にお伝えいただき、そのことの確認を記した文書のご提出を参加の条件とさせていただきます。なお、万一問題が生じた場合でも所属長等の方に責任を負っていただくものではありません。

趣旨をご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 誓約書

参加希望者(以下「甲」とする。)は、公益社団法人日本数学教育学会(以下「乙」とする。)が主催する数学教育高大連絡協議会(以下「協議会」とする。)に参加申込みをするにあたり以下の項目を誓約します。

## 第一条(目的外利用の禁止)

甲は、協議会の趣旨に鑑み、大会等において乙及び講師・講演者が提供する講演内容、論文、意見書、 教材、資料、データ及びこれに関するコンテンツの全ては、数学教育に関する私的研究のための使用目 的でのみ利用することを誓約します。

#### 第二条 (協議会の厳守事項)

- 1協議会において乙及び講師・講演者が提供する論文、意見書、教材、資料、データ及びこれに関するコンテンツの全てについての知的財産、その他一切の権利は乙及び講師・講演者に帰属し、甲はこれらを侵害する行為を一切行いません。
- 2 甲は、協議会にて配布される各著作物を、第三者に対して、複製・転載・改変・編集・頒布・販売・ 譲渡・翻訳・使用許諾・インターネット上での公開を行いません。
- 3 甲は、乙が別途事前に書面で許可する場合を除き、録音・録画・撮影その他いかなる方法又は媒体の如何を問わず、一切録音・録画・撮影を行いません。甲がオンラインにて参加した場合においても、録音・録画を行いません。

## 第三条 (協議会での強制退去)

甲が、第一条又は第二条第1項から第3項に該当する行為を行った際、乙の指示に従い甲は会場内から退席・退場します。また、甲の発言等が協議会の進行の妨げになると乙が判断した場合も同様に退席・退場します。

#### 第四条 (協議会の中止及び変更)

乙は、会場設備の保守、管理上止むを得ぬ事由 (天災等含む。) がある場合、予め予測できる場合を 除き事前通知することなく協議会を中止・中断及び変更できるものとし、甲はこれに従います。

#### 第五条 (損害賠償)

- 1甲は、施設等の設備、備品等を汚損、破損等させた場合は、損害賠償することに同意します。
- 2 甲は、本誓約書に違反し、乙に損害が発生した場合には、その損害を賠償することに同意します。
- 3 甲が第一条又は第二条に違反し、著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権その他の権利を 侵害し、これにより乙に損害が発生した場合には、甲は、その損害についても賠償することに同意 します。

#### 第六条(無断の資料配布)

会場内において、無断でこの協議会に関係のない案内・資料等を配布することはしません。

#### 第七条 (準拠法、裁判管轄)

協議会に関する事項の準拠法は日本法とし、協議会に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第八条 (参加の可否)

本誓約書を厳守できないときは、今後の参加の可否について乙の決定に従うことを同意します。

## 「誓約書及び所属長等の確認」へのご記入とご提出について

#### ご記入にあたって

(1)「誓約書の確認」欄について

参加希望のご本人が記入してください。

なお、本学会の「個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバシーポリシー)」及び「ウェブサイトにおける個人情報の取り扱いの具体的な事項」に基づき、協議会の参加のためにご提出いただいた個人情報を協議会の実施・運営に係る目的以外の目的で利用することはありません。

(2)「所属長等の確認」欄について

参加希望者が誓約書に記入した上で、本協議会の趣旨と誓約書の内容を理解していることを所属長等にお伝えいただき、所属長等の方からのご署名を受けてください。

なお、勤務場所が離れている場合など所属長等の方に直接ご署名いただくことが難しい場合には、メール等で Word ファイルを送り、所属長等の方に「確認しました。○○○○(お名前)」と入力いただいても結構です。

- (3) 参加希望者の「所属長等」につきましては、次の (a) ~(d)の方にお願いします。なお、所属長等 に該当する方がいない場合には、次ページ (※) をご覧ください。
- (a) 学校長または副校長(企業等の場合もこれに準じます。)
- (b) 参加希望者が学校長の場合には、所属長(教育委員会の所管課長等を含む) または賛助団体の会長(例えば〇〇県高等学校数学教育研究会長)
- (c) 大学教員の場合には、講座や教室の責任者にあたる教員
- (d) 大学院生・学生の場合は、原則として所属校の指導教員

【記入欄】 枠内に記入作成し、その画像をあらためて貼り付けていただいて結構です。 このファイルを PDF ファイルにして申込みフォームからアップロードしてください。

#### 誓約書の確認 (参加希望者)

- 1.「誓約書」を遵守することを誓約し、協議会への参加を申し込みます。
- 2.「第74回数学教育高大連絡協議会」当日も誓約書及び本状を携帯します。 令和7年 月 日

ご所属			

ご氏名 (ご署名または押印)

連絡先(電話またはメール)

**所属長等の確認**(万一問題が生じた場合でも責任を負っていただくものではありません。)

公益社団法人日本数学教育学会主催の第74回数学教育高大連絡協議会に参加することについて、 上記の者から説明を受けました。

令和7年 月 日

ご所属(又は参加者との関係)

ご氏名

## (※) 所属長等に該当する方がいない場合

以下の枠内の内容をメールにご記入いただき、下記アドレス宛に、5月9日までにお送りください。 日本数学教育学会 事務局 info@sme.or.jp

お送りいただいたメールへの返信で「所属長等の確認」の方法に関して、ご連絡差し上げます。 オンラインによりお話を伺うことがございますことをご了解ください。 (返信までに1週間程度かかることがあります。)

# (メールにご記入いただく内容)

- (1) 記入日 令和○年○月○日
- (2) 参加希望者のお名前 ○○○○ 本学会の会員の場合は会員番号 ○○○○
- (3) ご所属等 〇〇〇〇
- (4) ご参加の目的